

青森県報

号外第七十号

平成二十三年
七月十五日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次とのおり操業を禁止する。

平成二十三年七月十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受け調査目的をもつて操業する者を除く。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間町 印刷株式会社 印人 刷三丁 自一 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行